

スレート屋根改修における石綿対策 スレート屋根の多くは非飛散性の石綿含有製品です。

平成16年10月以降に生産された波形スレートは石綿を含んでいませんが、それ以前の製品は非飛散性の石綿含有製品です。

非飛散性の石綿含有製品については石綿含有吹付け材や石綿含有断熱材に比べ改修・解体工事における石綿飛散の程度は少ないと考えられていますが、改修・解体工事にあたっては作業者および周辺環境への石綿粉じんばく露を防止するため、「労働安全衛生法」、「石綿障害予防規則」（平成17年7月1日に施行）ならびに「大気汚染防止法」を遵守することが義務付けられています。

スレート屋根の改修は、石綿障害予防規則では石綿含有成形板の改修・解体工事として、作業区分「レベル3」に相当する対策を取ることが求められています。以下に主な要点を示します。

- (1) 事前に石綿粉じんの発散を防止・抑制する方法や労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法をさだめます。
- (2) 石綿作業主任者の選任と作業者への特別教育の実施します。
- (3) レベル3対応の防じんマスクや通勤等とは別の作業衣の着用が必要です。
- (4) 既存スレートの切断等を行う場合は、湿潤化その他石綿粉じんの飛散防止対策を行います。
- (5) 関係者以外の立ち入りを禁止します。
- (6) 廃スレートは、専門業者に委託し、産業廃棄物として安定型最終処分場で処理します。

また、自治体において石綿関連工事について特別に規制されている事項もあり、各自治体の条例・マニュアルに準拠した作業をする必要があります。当協会では、『スレート屋根改修における石綿対策』（改訂版・平成19年5月30日）を発行し、上記規制を遵守した安全対策を進めています。スレート屋根を塗装する際に高圧洗浄を行うことがあります。高圧洗浄は、石綿を飛散させる可能性があります。